

新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の 支給対象について

中建国保では、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」）により労務に服することができなかつた方に傷病手当金を支給しています。

支給の対象となる方は下記の通りです。

※下記の対象となるのは令和4年10月31日以前の感染（または感染疑い）分についての対象者です。令和4年11月1日以降の感染（または感染疑い）分については「新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金について（20221101～）」をご確認ください。

支給対象となる方

1. 法人及び個人事業所に雇用されている（法人事業所の代表も含む）組合員及び事業所に雇用されている家族被保険者
⇒ 新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われ、その療養のため労務に服することができず、給与等の全部または一部を受けないことができない方
2. 個人事業所の事業主及び一人親方
⇒ 次のいずれかに該当する方
 - ①新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われ、その療養のため労務に服することができず、保険医療機関で療養の給付を受けている方
 - ②新型コロナウイルス感染症に感染し、保健所等の指示により宿泊療養または自宅療養の対象となり、その療養のため労務に服することができない方
3. 全ての組合員（本人）
⇒ 同居する家族が新型コロナウイルス感染症に感染したことで濃厚接触者に該当し、保健所等の指示により健康観察（外出自粛）を要請され、労務に服することができない方

申請にあたっては、健康保険・共済係までご連絡ください。